

ーフィッシングサイト開設の高2逮捕ー

「フィッシングサイト開設 千葉の高2 ID不正取得疑い逮捕

インターネット上で他人のIDをだまし取る偽サイト「フィッシングサイト」を開設し、IDとパスワードを不正に取得したなどとして、福井県警生活安全企画課と福井南署、宮城県警の合同捜査本部は20日、不正アクセス禁止法違反の疑いで千葉市、定時制高校2年の少年（16）を逮捕した。福井県警が、フィッシングサイト開設で逮捕したのは初めて。」

（引用：平成29年6月21日付 福井新聞から）



「フィッシング」とは？



「フィッシング（詐欺）」とは、送信者を偽装した電子メールを送りつけたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりする方法で、クレジットカード番号、アカウント情報（IDやパスワードなど）などの重要な個人情報を盗み出す行為のことで、そのため偽サイトのことを「フィッシングサイト」と言います。

※「フィッシング（phishing）」は、「魚釣り（fishing）」から作られた造語であると言われています。

最近手口が巧妙になってきており、すぐにはフィッシング詐欺であると判別できないケースも増えてきています。

今回の事件では、無料通信アプリで面識のない人たちに偽サイトのURLを送信、だまされた被害者が短文投稿サイトのIDやパスワードを入力すると、その内容が高校生のスマートフォンに送られる仕組みだったそうです。



総務省 国民のための情報セキュリティサイトより

フィッシング詐欺にあわないためには？（福井県警察本部サイバー犯罪対策室HPより）

①不自然な形で個人の金融情報など（口座番号、クレジットカード番号、ID、パスワード）を聞き出そうとするメールなどに対しては、企業の実際のホームページや窓口にお問い合わせで確認しましょう。

※決して、送付先メールアドレスや、メールに記載されたメールアドレスには連絡しないでください！！

②メール本文中のリンクをむやみにクリックしないようにしましょう。

③閲覧しているサイトのアドレス（URL）を確認するようにしましょう。

県警本部や各警察署の生活安全課（係）に、サイバー犯罪に係る相談窓口があります。フィッシングサイトにID、パスワードを入力してしまうなど、フィッシングの被害にあってしまったと思われる際には相談してみてください。



